

令和4年度 市民意識調査の結果をお知らせします



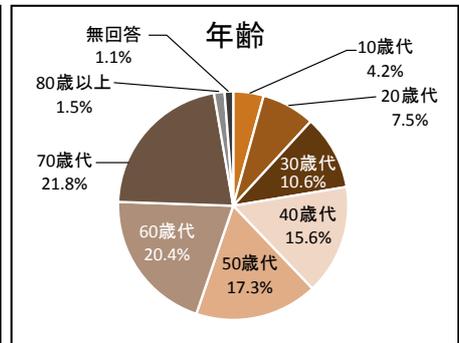
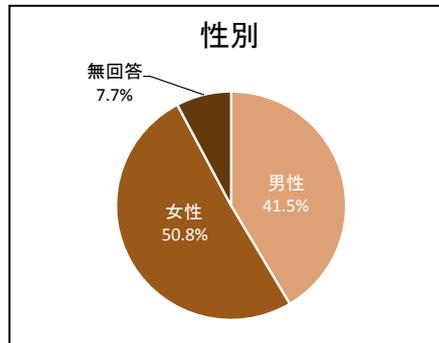
市政運営の参考にするために市内にお住まいの16歳以上の方を対象に、年齢構成に合わせた無作為抽出により2,000人を選ばせていただき、市民意識調査を実施しました。多くの方々にご協力いただき、ありがとうございました。その調査結果をお知らせします。

【調査票回答数・回答率】

調査時期 令和4年9月

配布数	2,000件	※
回答数	776件	
回答率	38.8%	

※満16歳以上の市民の皆さんから無作為抽出



【行政のデジタル化について】

Q インターネットを利用した行政サービスに対して、あなたが期待するものはなんですか？

- 1位 インターネットを通じて、各種の申請手続きが可能になる (73.5%)
- 2位 インターネットを通じて、公共施設の予約が可能になる (58.1%)
- 3位 コンビニエンスストアや郵便局、駅などで各種証明書の発行や施設予約が可能になる (57.0%)



Q 情報化社会における不安や障害について、あなたがあてはまると思うものを教えてください。

- 1位 知らないうちに自分の情報が他人に漏れてしまう (82.9%)
- 2位 新しい情報機器を使いこなす人と、使えない人との間に生じる格差 (67.6%)
- 3位 インターネットやメールから詐欺などの被害にあう (64.2%)

自由記述 (※個人情報・企業名などが含まれるものについては一部修正しています)

- ・マイナンバーにしたがあまり使う機会がありません。スマートフォンにすべて自分の情報を入れられるのも不安です。デジタル化によって行政はメリットを強調するがデメリットも知らせるべきです。
- ・情報機器の使用、活用に関して、無料の教室を開設してほしい。
- ・情報管理の徹底が確立されるまで実施すべきでないと思います。

【SDGs (エスディージーズ) について】

Q 今後、秩父市が持続可能なまちとなっていくために、どの目標の実現を重視するとよいと思いますか？

- 1位 適切な良い仕事と経済成長 (44.1%)
- 2位 健康でいること (32.0%)
- 3位 持続可能なまちと地域社会 (30.8%)



自由記述 (抜粋) (※個人情報・企業名などが含まれるものについては一部修正しています)

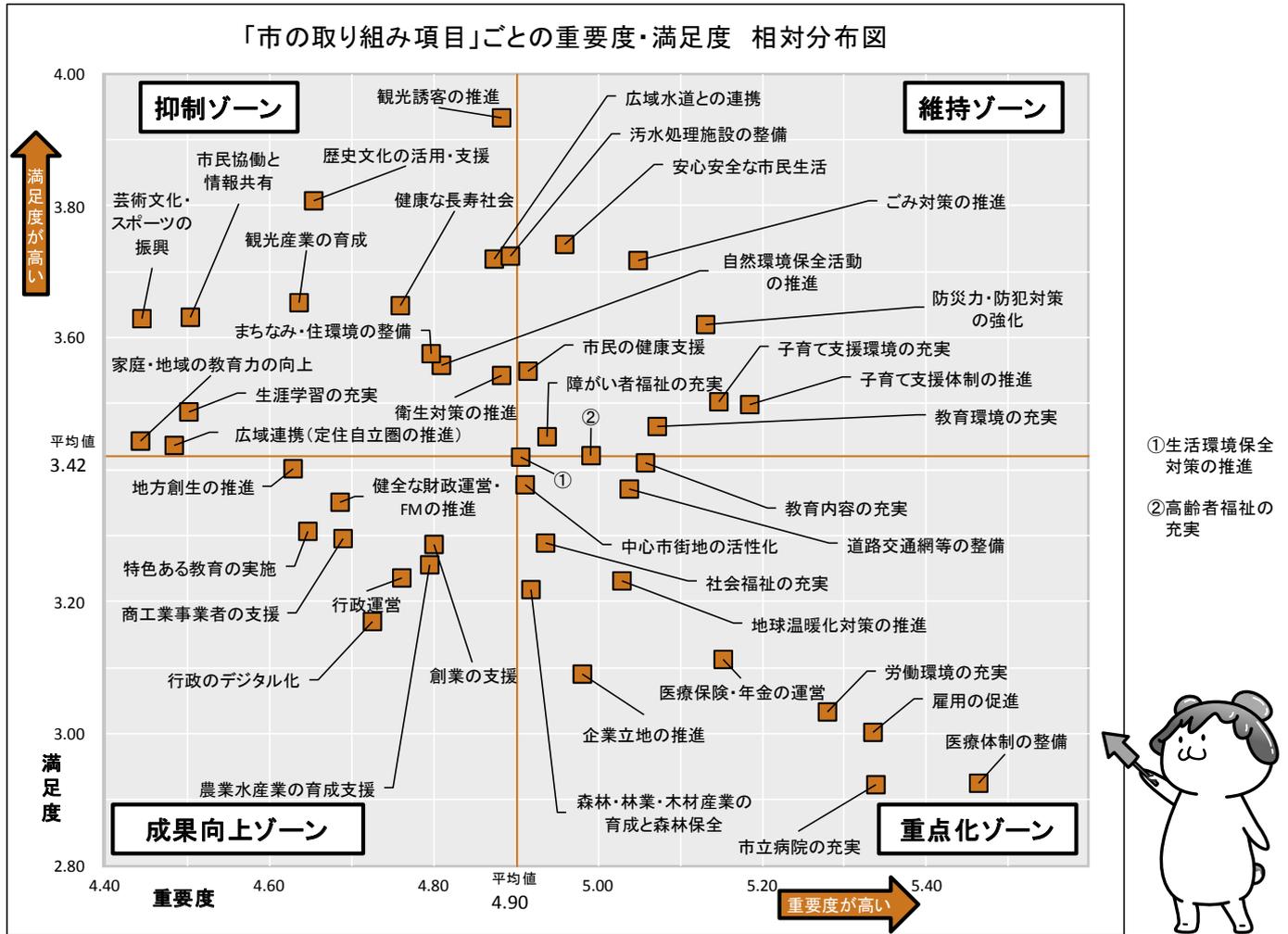
- ・どんな取り組みをしているのか、市のサイトのわかりやすい場所に掲げて周知していただけると関心をもってもらえるのではないかと思います。
- ・今だに若者の都会離れはあると思います。安定した職業に就けるよう、企業誘致をし、もっと市が若者に対して優しい市であり、活性化したいものです。

※複数回答可の設問の場合、回答率の合計が100%を超える場合があります。

上記以外の回答や、自由記述欄に記入された要望・意見の全文については、秩父市HPに掲載しています。

【秩父市のまちづくりの満足度と重要度について】

市の取り組み項目ごとの「これまでの満足度」と「これからの重要度」について、それぞれ6点満点で評価していただきました。



クロス分析

抑制ゾーン	維持ゾーン
成果向上ゾーン	重点化ゾーン

- 維持ゾーン 満足度の現状維持が求められる。
- 抑制ゾーン 満足度を維持しながらコストの削減を目指す。
- 成果向上ゾーン 行政の関わり方を見直し、成果向上を目指す。
- 重点化ゾーン 重点的に予算や人員の配置を厚くすべき分野。

クロス分析の結果については、各取り組み項目が相対分布図のどの位置にあるのかを参考とし、今後の施策の展開に活用していきます。

自由記述【抜粋】（※個人情報・企業名などが含まれるものについては一部修正しています）

- ・ライフラインの整備はきちんと行って、安心して暮らせるようにお願いします。
- ・秩父地域は自然災害など地理的環境で優位であるため、今後は大学など教育機関や企業、行政機関に対して積極的に誘致すべきだと思います。（自然災害が他地域と比べて少ない）
- ・出産祝金の拡充等、さまざま取り組んでいただいておりますが、もっと子育て支援の政策が充実していただけるといいなと思います。
- ・医療施設の充実を。何より優秀な医師の確保を。

今後も継続的にこの調査を実施し、市民の皆さんの意識の把握をしていく予定です。

問改革推進課 ☎ 22-2202



市・県民税の申告をお忘れなく！

2月16日(水)～3月15日(水)の期間中、地区別に各会場で行います。

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民会館および総合支所、郵送での申告受付になりますのでご注意ください。
(公民館では申告受付しません)

申告しなければならない方

- ① 所得の有無に関係なく、令和5年1月1日現在、市内に住所のある方
- ② 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

申告する必要がない方

- ① 給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ② 公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きます）

ただし、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させるためには、市・県民税の申告が必要です。

※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。親族の被扶養者になっている方で所得38万円以下の方（16歳以上の国民健康保険加入の方が保険料の軽減を受ける場合は、申告が必要です）

④ 税務署に所得税の確定申告をする方

申告の対象となる所得
昨年中（令和4年1月1日～12月31日）の所得

申告の際に持参していただくもの お出掛けにもう一度チェック☑を！

1	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（番号確認および身元確認書類）																														
2	<input type="checkbox"/> 市からの案内通知（送られた方のみ）																														
3	<input type="checkbox"/> 所得の計算に必要な資料																														
	<table border="1"> <tr> <td>① 営業所得のある方</td> <td>売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等 ※収支内訳書を作成してご持参ください。</td> </tr> <tr> <td>② 給与収入・年金収入のある方</td> <td>源泉徴収票</td> </tr> <tr> <td>③ 不動産所得のある方</td> <td>令和4年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）</td> </tr> </table>	① 営業所得のある方	売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等 ※収支内訳書を作成してご持参ください。	② 給与収入・年金収入のある方	源泉徴収票	③ 不動産所得のある方	令和4年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																								
① 営業所得のある方	売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等 ※収支内訳書を作成してご持参ください。																														
② 給与収入・年金収入のある方	源泉徴収票																														
③ 不動産所得のある方	令和4年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																														
4	<input type="checkbox"/> 控除計算に必要な資料 ※控除の対象となるのは、昨年中に支払ったものです。																														
	<table border="1"> <tr> <td>① 医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方</td> <td>「医療費控除の明細書」、医療費通知等 ※医療費控除の明細書を記入してご持参ください。</td> </tr> <tr> <td>② 社会保険料控除のある方</td> <td> <p>領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。</p> <p>●社会保険料控除対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="3">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>③②以外の各種保険料控除のある方</td> <td>支払証明書 （一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除）</td> </tr> <tr> <td>④ 配偶者（特別）控除、扶養控除のある方</td> <td>配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 障害者控除のある方</td> <td>障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書</td> </tr> <tr> <td>⑥ 寄附金控除のある方</td> <td>寄附先が発行する領収書等 ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、所得税の確定申告をする場合は、寄附金控除の申告が必要です。</td> </tr> </table>	① 医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方	「医療費控除の明細書」、医療費通知等 ※医療費控除の明細書を記入してご持参ください。	② 社会保険料控除のある方	<p>領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。</p> <p>●社会保険料控除対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="3">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付	現金納付	保険料を支払った方	③②以外の各種保険料控除のある方	支払証明書 （一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除）	④ 配偶者（特別）控除、扶養控除のある方	配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。	⑤ 障害者控除のある方	障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書	⑥ 寄附金控除のある方	寄附先が発行する領収書等 ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、所得税の確定申告をする場合は、寄附金控除の申告が必要です。
① 医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方	「医療費控除の明細書」、医療費通知等 ※医療費控除の明細書を記入してご持参ください。																														
② 社会保険料控除のある方	<p>領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。</p> <p>●社会保険料控除対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="3">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付		現金納付		保険料を支払った方										
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																													
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																													
介護保険料	口座振替	口座名義人																													
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方																													
国民年金保険料	口座振替	口座名義人																													
	クレジットカード納付																														
	現金納付		保険料を支払った方																												
③②以外の各種保険料控除のある方	支払証明書 （一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除）																														
④ 配偶者（特別）控除、扶養控除のある方	配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。																														
⑤ 障害者控除のある方	障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書																														
⑥ 寄附金控除のある方	寄附先が発行する領収書等 ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、所得税の確定申告をする場合は、寄附金控除の申告が必要です。																														

● 所得税の還付を受ける場合、本人名義の口座がわかるもの（支店の統廃合があった、ちちぶ農業協同組合の口座を指定する場合には必ずお持ちください）

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	+	身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります） などのうちいずれか1つ 		<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●公的医療保険の被保険者証 ●身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ

申告受付については、市報1月号8・9ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、申告書には、原則、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

市市民税課市民税担当 ☎22-2209
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎77-1113 大滝 ☎55-0101
荒川 ☎54-2111

軽自動車税のお知らせ

☎市民税課 ☎22-2209

バイク・軽自動車の各種変更申請はお早めに！

軽自動車税（種別割）は、軽四輪（軽三輪）や二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車などに対して課税される税金で、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

軽自動車などを廃棄処分した方、紛失した方、盗まれた方、譲渡した方、市外に転出した方で、廃車・名義変更の手続きを済ませていない方は、3月中に手続きをしてください。4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。

車種によって取扱窓口が異なります

秩父市ナンバー

○原動機付自転車（排気量125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車

市役所市民税課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

熊谷ナンバー

○排気量125ccを超える二輪車

関東運輸局埼玉運輸支局

☎050-5540-2027

○三・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会埼玉事務所

☎050-3816-3112



軽自動車税の減免を受けている方へ

前年からの障がい者減免の申請内容に変更のない車両について、年度ごとの申請が不要となり、納税通知書は送付されません。ただし、減免の適用を受けていた軽自動車が、右記の理由などにより適用の対象でなくなった場合は、減免取消の申請が必要です。

- 買い換えなどにより、減免を受ける車両を変更した。
 - 障害者手帳をお持ちの方の死亡、または生計を同一にしなくなったなどの変更。
 - 障害者手帳の変更により、減免の対象でなくなった。
- ※減免の取消手続きは3月末までをお願いします。

秩父税務署からのお知らせ

☎22-4433

所得税等の申告相談について

と き 2月9日(木)～3月15日(水) (土・日・祝日を除く)
午前9時～午後4時

※受け付けは午前8時30分から(提出は午後5時まで)

と ころ 秩父税務署

※確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。来署される方は、必ずマイナンバーカード等を持参してください。

※確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付、またはLINEでも事前発行します。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来署をお願いすることもあります。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

申告受付

還付申告 1月4日(水)から

納税申告 2月16日(木)から

確定申告会場で実施している感染症対策

本年の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。ご来場の際は、マスクの着用、入口での手指消毒をお願いします。な

お、できる限り少人数でお越しください。

※37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則として入場をお断りさせていただきます。

申告期限・納期限と振替納付日

税目(簡略表記)	申告期限・納期限	口座振替日
所得税	3月15日(水)	4月24日(月)
贈与税	3月15日(水)	制度なし
消費税	3月31日(金)	4月27日(木)

※新規に口座振替をする場合は振替依頼書の提出が必要です。

所得税および復興特別所得税の申告は、自分で作成してお早めに！

令和4年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の提出期限は、3月15日(水)です。

国税庁の「申告書作成コーナー」でご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルをインストールするだけでマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を作成・提出できます。

☎申告内容・税務相談全般(自動音声案内「0」番)

市報ちちぶは、町会の皆様のご協力で配られています。市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所、各公民館、文化体育センター、市立病院でも配布しています。